

## よくあるご質問 Q&A

**Q：訪問看護を開始したい時はどうすればよいですか？**

A：かかりつけ医の指示とご利用者様ご家族の希望によって行われます。入院中の方や介護保険をお持ちでない方は病院の相談員もしくは直接訪問看護ステーションにご連絡ください。

---

**Q：週に何回訪問できますか？**

A：介護保険の場合はケアプランに基づいて限度枠内での回数になります。医療保険では原則として週3回までですが、末期癌のご利用者様や厚生労働大臣が定める疾病等のご利用者様は毎日訪問できます。また、かかりつけ医の特別指示があれば、その日から14日間は毎日訪問できます。

---

**Q：医療保険か介護保険かわからない時はどうすればよいですか？**

A：病名によって利用する保険が異なります。訪問看護ステーションへお電話にてご相談ください。また、担当のケアマネージャーにご相談ください。

---

**Q：緊急時の対応はどうなっていますか？**

A：24時間携帯電話で連絡がとれるようになっており、必要な時はどの時間帯でも臨時訪問します。ただし、申し込みが必要で別途料金になります。

---

**Q：買い物や掃除、入浴の介助はお願いできますか？**

A：買い物や掃除は原則としてヘルパーさんのお仕事になります。入浴はヘルパーに頼んだ方がよいか訪問看護がした方がよいか、ご利用者様・ご家族・ケアマネージャーと協議して対応致します。回数は体調にあわせて決めます。

---

**Q：訪問看護に点滴を依頼することはできますか？**

A：かかりつけ医の指示のもと、点滴を実施することは可能です。詳しい条件については訪問看護ステーションにお尋ねください。

---

**Q：通院ができる患者さんに訪問看護はできますか？**

A：かかりつけ医の判断で訪問看護が必要とされた場合は通院の可否にかかわらず可能です。

---

---

**Q：個人情報が出れないか心配です。大丈夫ですか？**

A：守秘義務がありますので個人情報は守ります。ただし、かかりつけ医から医療情報の提供をいただきます。かかりつけ医からの医療情報（病状等）に基づいて訪問看護を行います。また、異常時は他のサービス事業所（訪問入浴・訪問ヘルパー・訪問RHなど）を中止してもらったりしますので、その際はご利用者の状況を共有させていただきます。

---

**Q：先生に往診に来てもらえますか？**

A：かかりつけの医療機関の医師の対応が異なる場合があります。ステーションやケアマネージャーにご相談ください。

---

**Q：通院の場合、訪問看護の車に乗せてもらえますか？**

A：訪問看護師が運転しての送迎はできません。

---

**Q：訪問看護と訪問介護はどう違いますか？**

A：訪問看護とは医学的知識をもった訪問看護師が利用者様に対して医学的処置（血圧・脈拍・体温測定などの病状チェック、医療処置、注射、薬の管理など）を含めた生活援助、生活支援を行います。訪問介護とは清拭等の身体介護、入浴介助、移動の介助、掃除、洗濯、買い物、食事作り等の生活介護といった必要に応じた部分的な生活支援を行います。ホームヘルパーがご自宅を訪問して、自立した日常生活を送れるように支援するサービスです。介護保険利用の場合は「身体介護」と「生活援助」に区分されます。

---

**Q：訪問看護を終了したい時はどうすればよいですか？**

A：訪問看護はかかりつけ医の指示と利用者様、ご家族の希望によって行われます。いずれかのお申し出により中止または終了となります。

---